平成３０年６月５日

平成３０年７月２９日（日）

司法書士による
「銀行カードローン等による多重債務に関する電話相談」
（電話無料相談）を実施します

長野県司法書士会
会長　室　賀　真喜男

長野県司法書士会は、下記の要領にて司法書士による「銀行カードローン等による多重債務トラブルに関する電話相談」（電話無料相談）を実施します。

◆日　　時　平成３０年７月２９日（日）１０：００～１６：００
◆電話番号　０１２０－４４８－７８８（フリーダイヤル）
◆相 談 料　無　料（電話による無料相談です）
◆相 談 例　・カードローンの借り入れが多額に上り、支払いに苦しんでいます。
・クレジットのショッピングの支払いが多額で家計が大変･･･　etc.
◆問合せ先　長野県司法書士会（TEL：０２６－２３２－７４９２）

最高裁の司法統計によると、平成２８年の自己破産の申立件数は前年比７８２件増（１．０１％増）の６万４６３８件と、１３年ぶりに前年を上回り増加に転じました。

かつて「多重債務者」の増加が深刻な社会問題となったため、平成１８年１２月に改正貸金業法が成立し、貸付総額を利用者の年収の３分の１までに制限する、いわゆる「総量規制」が導入されて、貸金業者に対する規制が強まったことが自己破産の減少した背景にありました。

ところが、総量規制が導入された平成２２年６月以降、総量規制の対象とならなかった銀行等の個人向けカードローンの残高が急速に増加し、平成２８年末には約５．４兆円に上り、こうした動きが自己破産の増加につながった要因のひとつと考えられます。

実際、私たちへの相談の中でも、銀行カードローン等による多重債務の相談が多く寄せられており、また、昨今の雇用情勢の悪化を受けて生活再建が必要なケースも多々見受けられます。

このような多重債務問題の再燃とも言える状況を受け、当会では今般**「銀行カードローン等による多重債務に関する電話相談」**を企画いたしました。電話相談では、単に債務を整理するだけではなく、生活再建の視点に立った総合的な支援を行うとともに、多重債務問題についての相談者や私たち司法書士の声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 本リリースに関する問合せ先 ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆
長野県司法書士会広報担当理事 小林竜朗（TEL：0268-22-8110 FAX：0268-22-8420）

＊なお、相談会の主旨および内容に関する詳細については
長野県司法書士会社会問題対策担当理事　松本陽（TEL：026-217-5305 FAX：026-217-5306）